

平成29年4月17日

保護者様

伊丹市立瑞穂小学校
校長 西尾 隆

学校感染症の出席停止について

陽春の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。平素より本校の教育推進にご理解をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、見出しの件についてお知らせをいたします。

学校感染症による出席停止は学校保健安全法(第19条)において措置が講じられており、学校保健安全法施行規則により学校において予防すべき感染症の種類、出席停止の期間の基準などが規定されています。詳しい学校感染症の出席停止期間基準および出席停止解除証明書はホームページをご覧ください、お子様が学校感染症に罹患された場合の対応をお願いします。

(注)以下の学校感染症は出席停止の必要はありませんのでご注意ください。

その他の感染症	溶連菌感染症	適切な抗菌薬療法開始後 24 時間を経て全身状態が良ければ登校可能。	出席停止の必要はない。
	ウイルス性肝炎	A型：肝機能が正常になれば登校可能。 B型：基本的に出席停止不要	出席停止の必要はない。
	手足口病	全身状態が安定している場合は登校可能。	出席停止の必要はない。
	伝染性紅斑(りんご病)	発しんのみで全身状態が良ければ登校可能。	出席停止の必要はない。
	ヘルパンギーナ	全身状態が安定している場合は登校可能。	出席停止の必要はない。
	マイコプラズマ感染症	症状が改善し、全身状態が良ければ登校可能。	出席停止の必要はない。
	感染性胃腸炎 (ノロウイルス感染症、ロタウイルス感染症など)	下痢・嘔吐症状が軽減し、全身状態が良ければ登校可能。	出席停止の必要はない。
	アタマジラミ	出席停止の必要はない。	
	伝染性軟属腫(水いぼ)	出席停止の必要はない。	
	伝染性膿痂疹(とびひ)	出席停止の必要はない。	